

資料 1

令和 2 年度 国民健康保険税率(案)について

税 務 課

市町村別令和2年度算定結果一覧

確定係数

一人あたりの金額

(単位:円)

番号	市町村名	R2年度算定 標準保険料 ①	R2算定における 28年度保険料 (理論値)②	4年間の1人あたり 標準保険料の 増減額 ①-②	増減率(%) (①-②)/②	(参考)一年 あたりの 伸び率(%)
1	千葉市	109,126	100,403	8,723	8.7%	2.1%
2	銚子市	112,909	109,148	3,761	3.4%	0.9%
3	市川市	112,424	100,658	11,766	11.7%	2.8%
4	船橋市	109,286	97,846	11,440	11.7%	2.8%
5	館山市	97,773	92,891	4,882	5.3%	1.3%
6	木更津市	101,242	94,059	7,183	7.6%	1.9%
7	松戸市	110,133	103,975	6,158	5.9%	1.4%
8	野田市	108,908	105,056	3,852	3.7%	0.9%
9	香取市	102,428	91,707	10,721	11.7%	2.8%
10	茂原市	101,390	95,704	5,686	5.9%	1.5%
11	成田市	119,538	109,272	10,266	9.4%	2.3%
12	佐倉市	104,548	93,606	10,942	11.7%	2.8%
13	東金市	100,100	97,005	3,095	3.2%	0.8%
14	匝瑳市	110,706	112,146	▲ 1,440	▲ 1.3%	▲ 0.3%
15	旭市	110,759	99,830	10,929	10.9%	2.6%
16	習志野市	108,196	96,872	11,324	11.7%	2.8%
17	柏市	108,608	97,241	11,367	11.7%	2.8%
18	勝浦市	97,509	102,366	▲ 4,857	▲ 4.7%	▲ 1.2%
19	市原市	104,706	100,734	3,972	3.9%	1.0%
20	流山市	111,297	100,339	10,958	10.9%	2.6%
21	八千代市	111,598	110,122	1,476	1.3%	0.3%
22	我孫子市	103,448	92,621	10,827	11.7%	2.8%
23	鴨川市	102,773	95,272	7,501	7.9%	1.9%
24	鎌ヶ谷市	104,499	94,733	9,766	10.3%	2.5%
25	君津市	101,003	90,432	10,571	11.7%	2.8%
26	富津市	111,340	107,000	4,340	4.1%	1.0%
27	浦安市	129,514	115,959	13,555	11.7%	2.8%
28	四街道市	104,890	97,235	7,655	7.9%	1.9%
29	酒々井町	108,570	98,764	9,806	9.9%	2.4%
30	八街市	96,512	90,547	5,965	6.6%	1.6%
31	富里市	97,287	87,105	10,182	11.7%	2.8%
32	白井市	109,800	105,086	4,714	4.5%	1.1%
33	印西市	113,600	107,236	6,364	5.9%	1.5%
34	栄町	102,565	105,476	▲ 2,911	▲ 2.8%	▲ 0.7%
35	一宮町	97,313	97,292	21	0.0%	0.0%
36	睦沢町	107,016	102,347	4,669	4.6%	1.1%
37	長生村	102,782	100,218	2,564	2.6%	0.6%
38	白子町	89,900	100,638	▲ 10,738	▲ 10.7%	▲ 2.8%
39	長柄町	101,229	116,017	▲ 14,788	▲ 12.7%	▲ 3.4%
40	長南町	103,080	92,291	10,789	11.7%	2.8%
41	大網白里市	100,830	98,021	2,809	2.9%	0.7%
42	九十九里町	94,371	97,757	▲ 3,386	▲ 3.5%	▲ 0.9%
43	芝山町	111,928	117,897	▲ 5,969	▲ 5.1%	▲ 1.3%
44	神崎町	95,128	96,228	▲ 1,100	▲ 1.1%	▲ 0.3%
45	多古町	112,692	122,496	▲ 9,804	▲ 8.0%	▲ 2.1%
46	東庄町	101,039	101,011	28	0.0%	0.0%
47	袖ヶ浦市	106,315	95,188	11,127	11.7%	2.8%
48	大多喜町	103,592	115,633	▲ 12,041	▲ 10.4%	▲ 2.7%
49	御宿町	92,436	93,017	▲ 581	▲ 0.6%	▲ 0.2%
50	南房総市	103,168	103,851	▲ 683	▲ 0.7%	▲ 0.2%
51	鋸南町	89,946	106,670	▲ 16,724	▲ 15.7%	▲ 4.2%
52	いすみ市	93,791	98,796	▲ 5,005	▲ 5.1%	▲ 1.3%
53	山武市	96,609	96,458	151	0.2%	0.0%
54	横芝光町	100,069	109,439	▲ 9,370	▲ 8.6%	▲ 2.2%
	県	107,835	100,139	7,696	7.7%	1.9%

市町村別令和2年度算定結果 高額順

標準保険料 1人あたりの額 (単位:円)

1	浦安市	129,514
2	成田市	119,538
3	印西市	113,600
4	銚子市	112,909
5	多古町	112,692
6	市川市	112,424
7	芝山町	111,928
8	八千代市	111,598
9	富津市	111,340
10	流山市	111,297
11	旭市	110,759
12	匝瑳市	110,706
13	松戸市	110,133
14	白井市	109,800
15	船橋市	109,286
16	千葉市	109,126
17	野田市	108,908
18	柏市	108,608
19	酒々井町	108,570
20	習志野市	108,196
21	睦沢町	107,016
22	袖ヶ浦市	106,315
23	四街道市	104,890
24	市原市	104,706
25	佐倉市	104,548
26	鎌ヶ谷市	104,499
27	大多喜町	103,592
28	我孫子市	103,448
29	南房総市	103,168
30	長南町	103,080
31	長生村	102,782
32	鴨川市	102,773
33	栄町	102,565
34	香取市	102,428
35	茂原市	101,390
36	木更津市	101,242
37	長柄町	101,229
38	東庄町	101,039
39	君津市	101,003
40	大網白里市	100,830
41	東金市	100,100
42	横芝光町	100,069
43	館山市	97,773
44	勝浦市	97,509
45	一宮町	97,313
46	富里市	97,287
47	山武市	96,609
48	八街市	96,512
49	神崎町	95,128
50	九十九里町	94,371
51	いすみ市	93,791
52	御宿町	92,436
53	鋸南町	89,946
54	白子町	89,900
	県	107,835

令和2年度 鴨川市国民健康保険税 試算結果等

県 標準保険税率 試算結果より

1人あたり	①令和2年度算定保険税	②令和2年度算定における平成28年度保険税	差引増減
	102,773円	95,272円	+7,501円

① 令和2年度算定保険税

令和2年度被保険者状況、医療費、所得等の見込を基にした、令和2年度広域での1人あたり保険税所要額見込です。

② 令和2年度算定における平成28年度保険税

広域化前の平成28年度の実績数値を基に、広域化後の算定方法により試算を行った結果の1人あたり保険税額見込です。

広域化後の保険税負担状況を比較する参考として試算されたものです。

※1人あたり標準保険税は、法定外繰入や軽減措置等保険税引き下げの要因がないと仮定した理論値で、本来集めるべき一般被保険者の保険税総額見込を、一般被保険者見込数で割った額となっています。（そのため、退職者等も含めた実際の全被保険者1人あたりの保険税額とは異なります。）

鴨川市保険税実績等	1人あたり保険税額		令和2年度試算 1人あたり保険税見込	令和元年度との比較
	H30	92,805円		△300円（見込）
	R1	約92,200円（見込）	（県標準税率による見込） 約91,900円 （鴨川市現行税率による見込） 約92,100円	△100円（見込）

※1人あたり保険税額は、現年度分国民健康保険税調定（実績又は見込）額を、年間平均被保険者（実績又は見込）数で割った額となっています。

※令和元年度、令和2年度は、ともに被保険者数や所得状況等は見込数値のため、実績では変動することが考えられます。

令和2年度 国民健康保険税について（案）

期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	※納付書は7月 中旬に1年分を 発送します。
納期限	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	

※納税通知書は世帯主宛に送付します。

1. 保険税について

国民健康保険に加入すると医療分・支援分に加えて、40才以上65才未満（介護保険第2号被保険者）の方は、介護分を合わせて国民健康保険税として納めていただきます。

- * 支援分とは、後期高齢者医療制度の創設に伴ってできた後期高齢者支援金等の財源として、平成20年度から課税されることとなったものです。
- * 介護保険は、40才以上のすべての人が強制加入となります。
なお、資格取得日は40才の誕生日の前日からとなります。
(65才以上の方（介護保険第1号被保険者）は、介護保険料として原則的に年金の支給額から差し引かれることになります。)

2. 保険税の算出方法

課税の方法	医 療 分 税率（A）	支 援 分 税率（B）	介 護 分 税率（C）	課 税 の 基 礎
所 得 割	① 7.00%	[1] 2.30%	(a) 2.00%	世帯の所得（元年中）に応じて計算
均 等 割	② 22,200 円	[2] 11,400 円	(b) 13,800 円	世帯の加入者数に応じて計算
平 等 割	③ 27,000 円			一世帯あたり
算出税額 （保険税）	A. 医 療 分 ①+②+③＝年税額（課税限度額 61万円）★ B. 支 援 分 [1]+[2]＝年税額（課税限度額 19万円）★ C. 介 護 分 (a)+(b)＝年税額（課税限度額 16万円）★ A + B + C＝算出税額（国民健康保険税） 96万円 ★ ※ C. 介護分は、40才以上65才未満の方が該当となります。			

※ 年度の途中で加入したり脱退した時は月割りで計算し、納税通知書は届出のあった翌月に発送します。
(4月～6月加入の方は、7月に納税通知書を発送します。)

国民健康保険税・介護保険料の問い合わせ

国民健康保険の資格・療養費について	— 市民生活課	☎7093-7839(直通)	保険年金係	(内線 133・135)
保 険 税 の 内 容 に つ い て	— 税 務 課	☎7093-7832(直通)	市民税係	(内線 164)
納 付 に つ い て	— 税 務 課	☎7093-7832(直通)	納税推進室	(内線 159・160)
65歳以上の方の介護保険の資格・給付・納付について				
	— 健康推進課	☎7093-7111(直通)	介護保険係	(内線 123・124)

国民健康保険税概算額計算式

(4月1日から翌年の3月31日で1年間とします。)

(医療分)

(1) 所得割・・・所得に応じて計算

$$\begin{array}{l} \text{総所得金額} \\ \text{円} - \text{基礎控除額} \\ \text{330,000} \text{円} = \text{①} \text{円} \\ \text{①} \text{円} \times \text{税率} \\ \text{7.0} \% = \text{(1)} \text{円} \end{array}$$

(2) 均等割・・・加入者数に応じて計算

$$\begin{array}{l} \text{1人当たりの金額} \\ \text{円} \times \text{22,200} \text{円} = \text{(2)} \text{円} \end{array}$$

(3) 平等割・・・1世帯当たり

$$\begin{array}{l} \text{1世帯当たりの額} \\ \text{(3) 27,000} \text{円} \end{array}$$

医療分合計 (1) + (2) + (3) = (A) 円

(課税限度額 61万円) ★

(支援分)

(4) 所得割・・・所得に応じて計算

$$\begin{array}{l} \text{税率} \\ \text{①} \text{円} \times \text{2.3} \% = \text{(4)} \text{円} \\ \text{※医療分・所得割①と同じ} \end{array}$$

(5) 均等割・・・加入者数に応じて計算

$$\begin{array}{l} \text{1人当たりの金額} \\ \text{円} \times \text{11,400} \text{円} = \text{(5)} \text{円} \end{array}$$

支援分合計 (4) + (5) = (B) 円

(課税限度額 19万円) ★

(介護保険分)・・・同じ世帯で、40才～64才に該当する方のみ

(6) 所得割・・・所得に応じて計算

$$\begin{array}{l} \text{税率} \\ \text{①} \text{円} \times \text{2.0} \% = \text{(6)} \text{円} \\ \text{※医療分・所得割①と同じ} \end{array}$$

(7) 均等割・・・加入者数に応じて計算

$$\begin{array}{l} \text{1人当たりの金額} \\ \text{円} \times \text{13,800} \text{円} = \text{(7)} \text{円} \end{array}$$

介護分合計 (6) + (7) = (C) 円

(課税限度額 16万円) ★

1年間の国民健康保険税額は、(A) + (B) + (C) = 円

この概算額は、自主申告に基づいて計算していますので、後日送付されます納税通知書の額とは一致しない場合があります。